奈良県教育委員会選奨規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県教育委員会教育長　吉　田　育　弘

奈良県教育委員会規則第三号

奈良県教育委員会選奨規程の一部を改正する規則

奈良県教育委員会選奨規程（昭和二十四年十月奈良県教育委員会規則第六号ノ二）の一部を次のように改正する。

第一条中「教育委員会と」を「「教育委員会」と」に、「）は」を「）は、」に、「、学術、文化」を「若しくは学術」に、「含み以下教育」を「含み、以下「教育」」に、「もの、若しくは関係あるもの」を「者又は当該事務に関係のある者」に改める。

第二条第一項中「左」を「次」に、「もの若干名」を「者若干名」に改め、同項第一号中「もので」を「者で」に、同項第二号から第四号までの規定中「もの」を「者」に、同項第五号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は文化財の保護」を削り、「もの」を「者」に改め、同項第六号中「社会教育、」を「社会教育又は」に改め、「又は文化財の保護」を削り、「もの」を「者」に改め、同項第七号中「もの（」を「者（」に、「。）」を「。）で」に改める。

第八条中「永く」を「、奈良県教育委員会行政文書管理規則（平成十三年三月奈良県教育委員会規則第十二号）に基づき」に改める。

附　則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。